

○財団法人北谷町公共施設管理公社寄附行為

（平成3年4月1日許可）
（県指令総第276号）

改正 平成4年6月22日県指令総第516号 平成11年3月12日県指令企第98号
平成18年2月28日県指令企第20号

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、財団法人北谷町公共施設管理公社（以下「公社」という。）と称する。

（事務所）

第2条 この公社は、主たる事務所を沖縄県中頭郡北谷町美浜1丁目6番3に置く。

2 この公社は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条 この公社は、北谷町（以下「町」という。）その他の公共団体等が設置する公の施設の効率的な利用及び住民サービスの向上を図り、併せて町の事務及び事業に関する業務を受託することにより、施設の円滑な管理運営と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町その他の公共団体等が設置する施設の管理運営
- (2) 施設利用の推進を図るために必要な調査研究
- (3) 町の事務及び事業に関する業務の受託
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

（資産の構成）

第5条 この公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 寄附金品
 - (3) 資産から生じる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入
- （資産の種類）

第6条 この公社の資産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（資産の管理）

第7条 この公社の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期貯金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

（基本財産の処分制限）

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、公社の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を経、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、沖縄県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（経費の支弁）

第9条 この公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第10条 この公社の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度の開始する日の前日までに、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を経、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、沖縄県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないと

きは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第12条 この公社の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を経、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に沖縄県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

（特別会計）

第13条 この公社は、必要があるときは評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を経、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、特別会計を設けることができる。

（長期借入金）

第14条 この公社が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を沖縄県知事に届け出るとともに、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を経、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

（義務の負担及び権利の放棄）

第15条 予算で定めるものを除くほか、公社が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を沖縄県知事に届け出るとともに、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を経、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

（会計年度）

第16条 この公社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

（役員の種別）

第17条 この公社に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 常務理事 1人

(4) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 7人以上9人以内

(5) 監事 2人

（役員を選任等）

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

（職務）

第19条 理事長は、公社を代表し、公社の業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、公社の常務を分担処理するとともに、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、公社の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条に規定する職務を行う。

（任期）

第20条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第21条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）

第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

（設置及び構成）

第23条 この公社に、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この公社の運営に関する重要な事項を議決する。

（開催）

第25条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
 - (3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

（招集）

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書をもって7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

（議長）

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ議案として通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の定数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

（評議員）

第32条 この公社に、評議員10名以上12名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

- 第35条 この公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て解散することができる。
- 2 この公社が、解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て、町に帰属するものとする。

第7章 事務局

（設置）

第36条 この公社の事務を処理するため、公社に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。ただし、事務局長は常務理事その他の職員が兼務することができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

（備付け書類及び帳簿）

第37条 公社は、主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為

- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産、及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第8章 補則

（委任）

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、公社の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、公社の設立許可があった日から施行する。
- 2 この公社の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この公社の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、許可のあった日から平成4年3月31日までとする。
- 4 この公社の設立当初の役員は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則（平成4年県指令総第516号）

この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年県指令企第98号）

この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年県指令企第20号）

この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

別紙 略